

(第54号議案)

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準拠し、災害により、死亡した区民の遺族への災害弔慰金の支給、精神又は身体に著しい障害を受けた区民への災害障害見舞金の支給、被害を受けた世帯への災害援護資金の貸付けについて定めている。

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の災害援護資金に係る規定の一部について次のとおり改正する。

1 改正の内容

(1) 保証人及び利率

現 行 3パーセント（要保証人）

改正案

① 保証人を立てる場合は、無利子

② 保証人を立てない場合は、年3パーセント以内で規則で定める率とする。

なお、中野区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則において、利率を1パーセントと定める予定としている。

(2) 償還方法

現 行 年賦償還

改正案 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(3) 違約金

現 行 年10.75パーセント

改正案 年5パーセント

2 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、改正後の保証人及び利率、償還方法並びに違約金に係る規定については平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに適用する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p>第15条 <u>援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第21条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(貸付けの申込み)</p> <p>第16条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、<u>区長に申し込まなければならない。</u></p> <p>(償還)</p> <p>第17条 援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は<u>そのうち3年とする。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、据置期間を5年とすることができる。</u></p> <p>2 援護資金の償還は、元利均等の年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還とする。ただし、援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。</u></p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第21条 借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年5パーセント</u>の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p><u>(援護資金の利率)</u></p> <p>第15条 援護資金の利率は、年3パーセントとする。<u>ただし、据置期間については利子を付さない。</u></p> <p>(貸付けの申込み)</p> <p>第16条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、<u>保証人をたてて区長に申し込まなければならない。</u></p> <p>(償還)</p> <p>第17条 援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は<u>そのうち3年とする。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は据置期間を5年とすることができる。</u></p> <p>2 援護資金の償還は、元利均等の年賦償還とする。ただし、援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）はいつでも<u>繰上償還する</u>ことができる。</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第21条 借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、<u>年10.75パーセント</u>の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。</p>

付 則

- 1 (略)
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する援護資金の貸付けに係る第15条第2項及び第17条第1項の適用については、第15条第2項中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」と、第17条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。
- 3 前項の援護資金の貸付けに係る償還免除については、第18条の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項の規定によるものとする。

別表 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条、第16条、第17条第2項、第21条並びに付則第2項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 (略)
- 2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する援護資金の貸付けに係る第15条及び第17条第1項の適用については、第15条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあつては年零パーセント)」と、第17条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。
- 3 前項の援護資金の貸付けに係る保証人及び償還免除については、第16条及び第18条に規定にかかわらず、平成23年特別令第14条第7項及び平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項の規定によるものとする。

別表 (略)